



健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みにかかります

- ・現行の保険証は令和6年12月2日で発行を終了します。
- ・坂町国民健康保険や広島県後期高齢者医療保険の保険証は、最長で令和7年7月31日まで使用できます。

【現在お持ちの保険証の有効期限が切れた後は…】

マイナ保険証（※1）	医療機関を受診する方法
あり	「マイナ保険証」を使って受診してください。
なし	「資格確認書」を使って受診してください。 ※現在お持ちの保険証の有効期限前に、自動的に、保険証の代わりになる資格確認書をお届けします。

（※1）…保険証利用登録をしたマイナンバーカード

ご安心ください。
マイナ保険証がなくても保険診療を受けられます。



医療機関での受付方法

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

マイナンバーカード

カードリーダーでマイナンバーカードを保険証として登録できます！

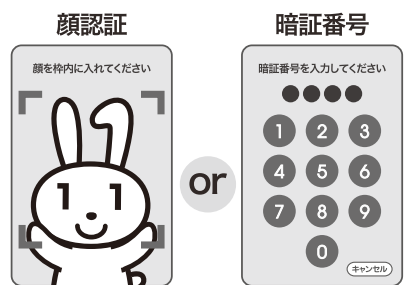


写真のある面を読み取れるように置きます。

カードリーダーの種類により、カードの置き方が異なります。不明な場合は医療機関の受付でお尋ねください。

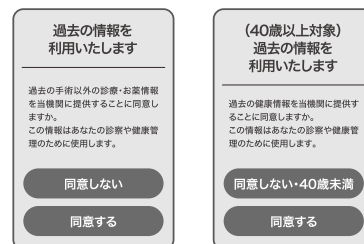
2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。



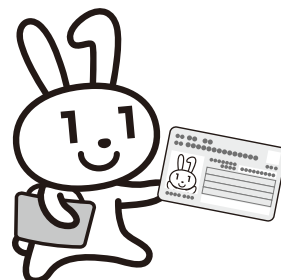
3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。



4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

※暗証番号をお忘れの方は、暗証番号の再設定が必要です。

マイナンバーカードを持って、役場税務住民課、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンターへお越しください。

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504



年末交通事故防止県民総ぐるみ運動 12月1日（日）～12月10日（火）

令和6年 年間スローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

運動の重点

- ① 歩行者の安全な通行の確保
- ② 高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止
- ③ 飲酒運転等の根絶
- ④ 自転車等の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



年末年始の帰省者用臨時駐車場を無料開放します

年末年始の帰省者の駐車場不足を考慮し、公的施設を一定期間無料開放します。

開放期間：12月28日（土）～1月5日（日）



町民ひろば
臨時駐車場は
利用できません。

- ・場内での事故、盗難等については、坂町は一切責任を負いません。
- ・指定期間以外の利用はできません。
- ・指定区域外には駐車しないでください。



問合せ 役場環境防災課 ☎820-1540